

簡易ガス選択約款

(家庭用ガス暖房システム契約)

平成26年4月1日実施

該当地点群名 上平田ニュータウン

釜石瓦斯株式会社

平成19年9月12日

届出

平成20年8月1日

一部改正

届出

平成21年8月21日

一部改正

届出

平成26年3月7日

一部改正

届出

簡易ガス選択約款

| 目 次 | | 頁 |
|-----|------------------------|---|
| 1. | 目 的 | 1 |
| 2. | 選択約款の届出及び変更 | 1 |
| 3. | 用語の定義 | 1 |
| 4. | 適用条件 | 1 |
| 5. | 契約の締結 | 2 |
| 6. | 使用量の算定 | 2 |
| 7. | 料 金 | 2 |
| 8. | 単位料金の調整 | 3 |
| 9. | その他 | 4 |
| 附則 | 1. 本簡易ガス選択約款の実施期日 | 5 |
| | 2. 本簡易ガス選択約款の実施に伴う切替措置 | 5 |

(別 表)

第1 家庭用ガス暖房システム契約に適用する料金表

P. 6

家庭用ガス暖房システム選択約款

1. 目的

この選択約款は、簡易ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営を以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、変更内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものといたします。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作られた温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
(燃焼機器もしくは温水機器とは、床暖房システム・ファンヒーター・浴室乾燥機等の暖房器をいいます。)
- (2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「冬期」とは、12月から4月までをいい、「その他期」とは、5月から11月までをいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (6) 「基本料金(税込)」、「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (7) 「基本料金(税抜)」、「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、厨房および給湯等でガスを使用し、新たにガス暖房システム機器を設置し、専用

住宅又は併用住宅で使用されるお客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、適用する料金その他の供給条件を定めた家庭用ガス暖房システム契約をしていただきます。

(2) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了時の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として、12ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたお客さまが同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

ただし、解約又は簡易ガス供給約款への変更が設備の変更又は建物の増改築のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

(1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(2)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

(2) 当社は、料金のお支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金経過後にお支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、家庭用ガス暖房システム契約には、別表の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第1の各料金表の各基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。

この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金（税抜）} + 0.215 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.215 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記、イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

82,660円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1の3(2)に定められた各3か月間における円建て貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を平均原料価格と致します。

ただし、その金額が132,260円以上となった場合は、132,260円といたします。尚、平均原料価格は、当社の本社及び営業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本簡易ガス選択約款の実施期日

本簡易ガス選択約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

2. 本簡易ガス選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、平成26年3月31日以前から継続して供給し、平成26年4月1日から平成26年4月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の簡易ガス選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

家庭用ガス暖房システム契約に適用する料金表

1. 適用

家庭用ガス暖房システム契約に適用いたします。

2. 適用区分

料金表 家庭用ガス暖房システム契約に適用いたします。

3. 早収料金の算定方法

(1). 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2). 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

4. 料 金 表

(1) 基本料金

| | | | |
|------|---|----------------|------------------|
| その他期 | 0 m ³ から 8 m ³ まで | 841.41 円(税抜) | 908.7228 円(税込) |
| | 8 m ³ を超えるもの | 1,218.85 円(税抜) | 1,316.3580 円(税込) |
| 冬 期 | 0 m ³ から 8 m ³ まで | 841.41 円(税抜) | 908.7228 円(税込) |
| | 8 m ³ を超え 20 m ³ まで | 1,218.85 円(税抜) | 1,316.3580 円(税込) |
| | 20 m ³ を超えるもの | 3,408.45 円(税抜) | 3,681.1260 円(税込) |

(2) 基準単位料金

| | | | |
|------|---|--------------|----------------|
| その他期 | 0 m ³ から 8 m ³ まで | 419.80 円(税抜) | 453.3840 円(税込) |
| | 8 m ³ を超えるもの | 372.62 円(税抜) | 402.4296 円(税込) |
| 冬 期 | 0 m ³ から 8 m ³ まで | 419.80 円(税抜) | 453.3840 円(税込) |
| | 8 m ³ を超え 20 m ³ まで | 372.62 円(税抜) | 402.4296 円(税込) |
| | 20 m ³ を超えるもの | 263.14 円(税抜) | 284.1912 円(税込) |

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)を基に8の規定により算定した1立方メートル当りの単位料金といたします。